

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………
- ………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………
- ………(同)…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………
- ………(同)…〇
- 規程(水)
- 東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………
- 東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程……………

### 公告

- 公募による所有地の売却……………
- ………(都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室)…三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ………(環境局総務部環境政策課)…三
- 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………
- ………(環境局環境改善部大気保全課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四

## 告示

### ●東京都告示第千五百五十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社システムブレイン
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 笹原 弘之
  - (三) 主たる事務 港区新橋五丁目五番七号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八四二五六号
  - (五) 免許年月日 平成二十七年三月十八日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月二十三日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四條の十五前段及び第六十五條第二項第二号
- 一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ブライトハウス
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 光澤 五十六
  - (三) 主たる事務 港区六本木七丁目十二番十九号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九九八五号
  - (五) 免許年月日 平成二十五年十二月五日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月十三日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四條の十五前段及び第六十五條第二項第二号

- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社テイクナイン
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 竹内 史英
  - (三) 主たる事務 練馬区関町北一丁目十五番十五号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇八一号
  - (五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月十三日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四條の十五前段及び第六十五條第二項第二号
- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社エムトップハウス
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 村田 次雄
  - (三) 主たる事務 板橋区常盤台四丁目三十七番十一号

◎東京都告示第千六百六十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

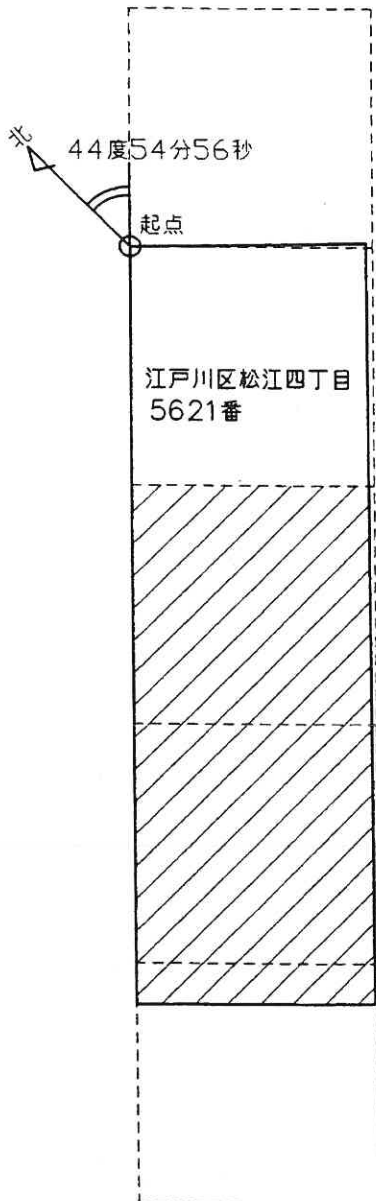
平成二十九年七月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区松江四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



〈凡例〉

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は、江戸川区松江四丁目5621番の最北端とする。

〈格子の回転角度(44度54分56秒)〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。